

第1号議案

附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について

広島県教育職員免許状再授与審査会の設置及び広島県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について、次のとおり提案します。

令和7年1月10日

広島県教育委員会教育長 篠田 智 志

1 提案の趣旨

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」により、各都道府県の教育委員会に教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）を置くこと及び特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない旨が規定された。

そのため、附属機関として「広島県教育職員免許状再授与審査会」を設置するとともに、その組織及び運営に必要な事項のうち、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」に定めのない事項を定める「広島県教育職員免許状再授与審査会規則」を制定する。

2 広島県教育職員免許状再授与審査会の概要

（1）位置づけ

附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

（2）審議内容

- ・特定免許状失効者等に対する教育職員免許状の再授与に関し、意見を述べる。（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第22条第2項）

(3) 組織及び運営

項目	内容	省令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者 （医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の服務	守秘義務		○
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	・出席委員の過半数で議決（可否同数のときは、 会長が決定） ・ただし、再授与を可とする場合は、原則として 出席委員の全員一致（議論を尽くしても一致 しないときは、出席委員の過半数の同意）	○	
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○

※ 「省令」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」をいう。

※ 「県規則」とは、「広島県教育職員免許状再授与審査会規則」をいう。

3 広島県教育職員免許状再授与審査会規則の内容
別紙のとおり

4 附属機関の設置日及び教育委員会規則の施行期日
令和7年4月1日

5 根拠規定

○ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）

（免許状授与の特例）

第 16 条の 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 6 項に規定する特定免許状失効者等（第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第 22 条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 （略）

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第 23 条 前条第 2 項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号）

（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

第 3 条 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第6条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

広島県教育委員会規則第〇号

広島県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、広島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者とする。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 審査会の議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。